

訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス 大和市介護予防訪問型サービス 重要事項説明書

[令和6年12月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (番号) 045-442-7567 (月～金曜日 9:00～17:00)

担当 管理者 成田 玲子 管理責任者 成田 玲子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

特定事業所加算算定の事業所の為、上記時間外でも事業所に連絡いただければ転送電話にてご対応致します。

2. 訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス事業所の概要

(1) 訪問介護、横浜市訪問介護相当サービスの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	事業所名：訪問介護シエル 併設サービス：アサーティブワールド (居宅介護支援 事業所番号 1473401212)
所在地	(住所) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷 5-14-9 ハイム芝本 201
事業所の指定番号	居宅介護支援事業所 横浜市指定 介護保険事業所番号 1473401832
サービスを提供する実施地域※	(地域名) 神奈川県横浜市瀬谷区、泉区、旭区、大和市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 (職員の職種、員数及び職務内容)

管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスにおける訪問介護員等の員数については常勤で2.5人以上とし、サービス提供責任者は介護保険法令上、必要な員数を配置し、訪問介護計画書の作成及び訪問介護員の指導を行う。

(3) 営業時間

月～土曜日 午前9時から午後5時まで (祝日も含む)

サービス提供時間：午前8時から午後6時までとする (祝日も含む)

(日曜 12月29日～1月3日は休業)

3. 訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市介護予防型サービス事業の 目的と運営方針

(事業の目的)

株式会社NANOKOラバー（以下、「運営法人」という。）が開設する訪問介護 シェル（以下、「事業所」という。）が行う訪問介護事業、横浜市訪問介護相当サービス事業および大和市介護予防訪問型サービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ①身体介護（食事・入浴・排泄・移動・移乗・更衣介助、体位変換、外出介助など）
- ②生活援助（調理、掃除、洗濯、買い物代行、薬の受け取りなど）
- ③その他サービス（介護相談等 介護でお困りの事はお気軽にご相談ください）

※利用料金は別紙1の料金表の通りとなります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険外 シェルサービス 30分 2,000円

5.利用料金の支払い方法及びサービス利用の中止

前項に基づく当月料金の合計金額を記載した請求書を、翌月15日前後に利用者及び家族にお渡しします。

- 1 利用者は当月料金の合計額を翌月27日までに事業者の指定する方法で支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときには、利用者に対して領収証を発行致します。
- 3 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のための使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。
- 4 利用者は、事業者に対してサービス実施日の前営業日の17:00までに通知することにより料金の負担をすることなくサービス利用を中止することができます。
- 5 利用者がサービス実施日の前営業日の17:00までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、料金の全額または一部を請求することができます。この場合の料金は前項に定める他の料金と合わせて請求します。

※キャンセル代：1,500円

連絡先：訪問介護シェル 045-442-7567

6.サービス内容に関する苦情

(ア) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の訪問介護、横浜市訪問介護相当サービスに関するご相談・苦情および計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当サービス提供責任者または管理者までお申し出ください。また、担当訪問介護員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情担当：訪問介護シエル 管理者 成田 玲子

受付時間：9：00～17：00

電話番号：045-442-7567 FAX：045-442-5920

メールアドレス：reiko-h@nanokolover.com

(イ) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

名 称：神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

受付時間：9：00～17：15（月曜日～金曜日）

電話番号：045-329-3447 0570-022110

名 称：横浜市役所 介護事業指導課

受付時間：9：00～17：15（月曜日～金曜日）

電話番号：045-671-2356

名 称：横浜市瀬谷区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-367-5714

名 称：横浜市泉区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-800-2436

名 称：横浜市旭区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-954-6061

名 称：大和市役所 介護保険課

受付時間：8：30～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：046-260-5623

7.当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 NANOKOラバー
社員数	17名
設立	平成24年3月1日
所在地・電話	神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目53番-18-201号 代表取締役 成田玲子 電話 045-442-5947
事業内容	介護保険：居宅介護支援事業、訪問介護事業、第1号事業（横浜市訪問介護相当サービス 大和市介護予防訪問型サービス） 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 コンサルタント事業 訪問美容事業 障害者総合支援法：計画相談支援、居宅介護、重度訪問介護

8.職員の研修と運営体制について

- (1) 入社時に在職しているサービス提供責任者が同行訪問などを行い、業務の指導を行います。
- (2) 外部研修への参加、定期的な内部研修の実施、資格取得の機会、地域の会議への参加などの機会を設け、職員の資質向上を図ります。
- (3) 事業所は入社時及び定期的に「BCP（業務継続計画）マニュアル」を基に委員会を設置し、感染・災害発生時の研修、訓練を致します。
- (4) 事業所は「ハラスメント対策マニュアル」「高齢者虐待予防マニュアル」を基に委員会を設置し、定期的な研修を致します。
- (5) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束を禁止し、行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けています。

9.職員の衛生管理について

- (1) 入社時、年1回会社負担で健康診断を実施致します。
- (2) 担当している利用者感染症等発生時は医療関係者、保険者に相談し罹患、蔓延しないよう留意致します。

10.事故発生時、緊急時について

(1) 利用者宅に訪問中及びサービス利用中に事故や緊急を要する事態が発生した際は速やかに、当該利用者の家族、医療関係者、市町村、当該利用者に関わる居宅サービス事業者と連携し、必要な処置を講じます。**※その際に利用者宅ファイルに保管している緊急連絡票（別紙）を使用致します。**

(2) 前項の事故の内容を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

11.看取り期の対応について

事業所は人生最終段階において在宅介護を望まれる方に、訪問介護事業所として管理者を中心として以下の体制を整備し、最後の時間を大切に過ごせるよう努めています。

看取り期（終末期）のケアの体制について、看取り期（終末期）のケアの説明、同意・合意
看取り期（終末期）介護の内容、連絡・連携について、ケアの終了
などの指針を設けています。対象の方には指針をもとに説明をします。
※詳細は訪問介護シエル 看取り期における対応の指針参照

12. 非常災害対策について

- (1) 自然災害等（台風、地震等の天災）の悪天候及び非常災害発生時、約束していた日程で訪問できない場合は当事業所からご連絡をさせて頂き、日にちを改めさせて頂く場合もあります。ご了承ください。
- (2) 非常災害時、可能な限り事業所で担当している利用者の安否確認を致します。
- (3) 事業所で業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合においても業務が継続できるよう定期的（年1回）に研修及び訓練を致します。

13. 第三者評価について

第三者評価は受けておりません。運営の状況は以下の機関で確認していただいています。

- (1) 事業所は年1回、介護サービス情報の公表制度を利用し、運営の状況を調査及び報告しております。

【訪問調査：株式会社ソートフル（調査機関）令和4年2月11日】

- (2) 保険者による実施指導等で事業所の運営の状況を定期的に確認、報告しております。

【運営指導 公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 令和4年5月31日】

14. 秘密保持について

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者と雇用契約の内容とします。

令和 年 月 日

訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市介護予防訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項について文書を交付し、説明しました。

【法 人】

神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目 53 番-18-201 号
株式会社 NANOKO ラバー
代表取締役 成田 玲子 印

【説明者】 _____

私は、本書面により事業者から訪問介護、横浜市訪問介護相当サービスについての重要事項の交付、説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ 印

個人情報に関する同意書

個人情報保護方針

当事業所は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

- 1 個人情報の収集・利用・提供
個人情報を保護管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。
- 2 個人情報の安全対策
個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
- 3 個人情報の確認・訂正・利用停止
情報主体（本人）などからの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。
- 4 個人情報に関する法令・規範の遵守
個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。
- 5 教育および継続的改善
個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。
- 6 診療情報の提供・開示
診療情報の提供・開示に関しては別に定めます。
- 7 問合せ窓口
個人情報に関するお問合せは、以下までご連絡下さい。

個人情報保護相談窓口： 管理者 成田 玲子

令和2年5月1日

個人情報の利用目的

【利用者様等への事業所サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所が利用者様等に提供する介護サービス・日常の医療
- ・ 介護保険事務
- ・ 利用者様に係る管理運營業務のうち、
 - ― サービス利用に関する管理
 - ― 会計・経理
 - ― サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ― 利用者様への介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
 - ― 医療機関および他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ― 利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ― 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
 - ― 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険のうち、
 - ― 保険事務の委託
 - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ― 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所の管理運營業務のうち、
 - ― 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ― 当施設において行われる学生等の実習への協力
 - ― 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - ― 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用〕

- ・ 特定の利用者様・関係者についての事例の学会、研究会等での報告は、氏名、生年月日住所等を消去することで匿名化する。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る。
- ・ 当施設の管理運營業務のうち
 - ― 外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市介護予防訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し個人情報の使用について説明しました。

【法 人】

神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目 53 番-18-201 号
株式会社 NANOKO ラバー
代表取締役 成田 玲子 印

【説明者】 _____

私は、本書面により事業者から訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市介護予防訪問型サービスにおける個人情報の使用することの説明をうけ同意しましたので本書面を交付致します。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【ご家族】

私は、本書面により事業者から訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市介護予防訪問型サービスにおける利用者及び自身の個人情報の使用することの説明をうけ同意しましたので本書面を交付致します。

利用者との 関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ 印